

外傷性記憶としてのベトナム戦争-「ポスト・ベトナム・シンドローム」の症候をめぐって-

著者	阿部 博子
雑誌名	国際文化研究
号	16
ページ	1-15
発行年	2010-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10097/00120318

外傷性記憶としてのベトナム戦争 ——「ポスト・ベトナム・シンドローム」の症候をめぐって——

阿 部 博 子

要旨

アメリカの公的・文化的言説において、ベトナム戦争の記憶は外傷的な記憶として語られてきた。実際、「外傷性記憶」はベトナム・ベテランの問題として提起され、精神科医とベテランの運動を通して「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」という公認の診断名が確立されたという経緯がある。本論文は、ベトナム・ベテランの「心的外傷」を分節化し、PTSDの元概念となる「ポスト・ベトナム・シンドローム」という暫定的な症候名を与えた精神科医たちの医療言説の分析を通じて、ベトナム・ベテランの個人的経験が「心的外傷」として分節化され、集団的な「外傷性記憶」として語り直されていく過程を明らかにする。

【キーワード：集合的記憶、ベトナム戦争、外傷性記憶、トラウマ、PTSD】

はじめに

アメリカにおけるベトナム戦争の語られ方において特徴的なことは、自らが被った「傷」として語られてきたことである。ベトナム戦争は「アメリカがはじめて負けた戦争」、「大義なき」、「間違っただけ」戦争として知られ、「ミライ虐殺（ソンミ虐殺）」¹に象徴されるアメリカの加害性が問題となった。しかし、先行研究においてすでに指摘されているように、「集団的健忘症」といわれる沈黙の時代を経て²、アメリカの加害性についての意識はやがて薄れていく³。そうしたなかで浮かびあがってきたのはむしろ自らを犠牲者の立場に置くような語りである。例えば、戦争の是非をめぐって引き起こされた深刻な国内対立はしばしば修復困難な深い裂け目として、「アメリカの傷」として表象されてきた⁴。このことは政治言説にも同様にみることができる。ベトナム戦争はその後の外交政策に影響を及ぼし、政府はしばらくの間軍事力に懐疑的な世論と議会内の動向に配慮して軍事的政策に歯止めをかけるようになるが、このような傾向は「ベトナム・シンドローム」と呼ばれた⁵。とりわけ 1980 年代レーガン大統領に

よって克服されるべき病理として頻繁に用いられた「ベトナム・シンドローム」は、ベトナム・ベテランの「トラウマ（心的外傷）」⁶として概念化された「ポスト・ベトナム・シンドローム」から流用されたものであった。

しかし、このような「傷」をめぐる集合的な語りがどのようにして形成されてきたかについてはまだ厳密には問われていない。筆者の関心は、ベトナム戦争という歴史的出来事に関するこのような語りの傾向がどのように形成され、どのようなポリティクスがはたらいてきたかを問うことにある⁷。その予備的段階として本論文では、アメリカにおけるベトナム戦争の語られ方が、加害の記憶としての語られ方から、「外傷性記憶」としての語られ方へと変容する過程において、戦争体験とその影響を克服すべき症候として捉える概念的枠組みがどのように形成されてきたかを明らかにしたい。考察の対象として注目するのは、1970年代から1980年代にかけて、PTSD概念が分節化される過程でもたらされたアメリカの精神医療言説である。本論文の目的は、それらの医療言説の分析によって、ベトナム・ベテランの経験が「外傷性記憶」として語り直されていく過程を明らかにすることである。

1. 「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」の成立の背景およびその問題点

考察の前提として、「心的外傷後ストレス障害(PTSD: Post-Traumatic Stress Disorder)」という医療カテゴリー成立の問題と関連する先行研究に言及したうえで、本論文の意義を明確にしておきたい。PTSDとは、想像を絶するほどの圧倒的出来事にさらされる経験に対する反応として現れる症状であり、繰り返し襲う幻覚やその出来事を直写的に再現するような想起や行動によって特徴づけられる精神疾患の名称であるが、この概念が人口に膾炙するようになるのは20世紀後半である。トラウマ概念は19世紀末以降精神分析の領域において繰り返し登場してきたとはいえ、精神医学の領域で広く認められてきたわけではない⁸。この概念が公認された診断名として確立するのは、PTSDという分類名において、『精神障害の診断・統計マニュアル』通称DSMの第三版にはじめて記載された1980年以降であった⁹。

その背景にベトナム・ベテランと精神科医によって担われた社会運動の存在があったことはよく知られている。PTSDのDSMへの導入を推し進めたこの運動は、ベトナム・ベテランと精神科医によって形成されたラップ・グループの活動を基盤としていた。ラップ・グループとは、戦場の経験や直面する様々な問題や悩みを共有し、気

兼ねなく自由に話しあうために定期的に開かれた「語りの会」であり、ベトナム・ベテランによる反戦団体「反戦ベトナム・ベテランズ(The Vietnam Veterans Against the War: VVAW)」と精神科医のグループによって形成され、1971年から1973年までニューヨークを中心におこなわれた。この運動の中心的な担い手となるのが、精神科医のロバート・リフトンとハイム・シェイタンであった¹⁰。彼らの介入によって、ベテランたちに共通する症候が見いだされ、「ポスト・ベトナム・シンドローム」と命名され、ベトナム・ベテランの症候は外傷性記憶として分節化されていったのである。彼らの運動はやがてベトナム・ベテランに対する教育や医療の手当の充実を求める政治家の活動と連動し、この症候を公的な医療概念として確立するための政治的な運動へと展開していく。運動の経緯に関しては、ウィルバー・スコットが明らかにしている¹¹。

スコットは、この運動をベトナム・ベテランによって担われた他の政治的社会運動である記念碑建立を求める運動や枯葉剤被害の補償を求める運動などと関連づけ、市民生活への「再適合」を求める社会運動という文脈に位置づけて論じている。この研究によれば、公認の診断名を求める運動はベトナム・ベテランの権利獲得と名誉回復をめざして担われた一連の政治活動の一部である。PTSD という診断名の獲得によって、それ以前には個人的問題として捉えられていたベトナム・ベテラン固有の精神的問題は、集団的な症候として把握され、政府医療補償の対象となったのである¹²。

また、アラン・ヤングは、PTSD およびその基底をなす外傷的記憶は社会的構築物ではないかという見地から、診断原則の検証と臨床現場の実態調査を通して、PTSD が臨床の場で作られ、実体化されていく過程を明らかにしている¹³。ヤングは、それまで「不均質的な現象に過ぎなかった外傷性記憶」が診断分類項目の基準となりえたのは、病因としての出来事と症候との時間的因果関係が明示され、不均質で雑多な症候が原因としての外傷的な出来事に結びつけられたためと指摘し、その過程を「幻想の調和」という言葉で表現した。その批判的舌鋒は、症候の原因としての外傷性記憶の真偽ではなく、外傷性記憶が症候の原因として条件づけられていることに対して向けられている。

中井久夫が指摘するように、DSM の分類体系においては、通常、診断基準としての症候の条件が問われることはあってもその原因が問われることはない。外傷的原因を症候の条件とすることにおいて PTSD は異例であり、このことは精神科医の強力な申し入れによって DSM 体系に押し込まれたという歴史的経緯のためではなかったかと

指摘する。中井はまた、PTSD とそれに類似する症候として DSM 体系には含まれなかった軽症の PTSR（外傷後ストレス反応）との間の線引きについて、「法と補償の立場から行われた人工的なものではないか」という疑問を提示している¹⁴。

以上の指摘から、PTSD という症候分類名がきわめて政治的な文脈においてたちあげられてきたことに加えて、まさにそのことによって、症候の原因である外傷性記憶が診断基準の条件とされてきたことが確認できよう。本論文の問題関心は、ヤングと同様、症候としての真偽や実体性ではなく、外傷性記憶を症候の原因とする PTSD 概念の条件が、どのような政治的文脈において、どのような言説によって導きだされたか、換言すれば、ベトナム戦争を外傷性記憶ととらえる記憶の社会的枠組みがどのような言説を通じて形成されてきたかにある。

そこで本論文では、トラウマ概念の構築過程、すなわち、ベトナム・ベテランの症候が分節化される過程に着目する。なぜなら、そこにおいてこそ、雑多で個人的な経験としての症候が集団的症候としての「外傷性記憶」に転換しているにもかかわらず、そのことが指摘されてこなかったからである。ヤングは症候の社会構築性を鋭く指摘したにもかかわらず、概念成立の過程に関しては、この過程を「成功した社会運動」として肯定的に位置づけたスコットの研究に依拠しており、「外傷性記憶」が集団的な記憶としてつくられていく過程の問題を指摘していない。本論文では、ベトナム・ベテランの集団的なトラウマが分節化されていく過程に着目し、その過程が刻印された精神科医たちの初期医療言説を通じていかなる社会的現実がつくられ、ベトナム・ベテランの共同体にどのような言説的变化をもたらしたかを考察する。

分析の対象は、ラップ・グループ運動に直接的に関わりをもった精神科医による研究論文、エッセイ、新聞記事などのテキストである。リフトンとシェイタンはラップ・グループの設立に関わった精神科医であり、ラップ・グループを取り巻く専門家のネットワークを形成し、DSM への PTSD 導入を推進するワーキング・グループの運動を推し進めた。リフトンはラップ・グループの活動内容を回顧的に記述した同時代的なテキストを残しており、また、シェイタンはポスト・ベトナム・シンドロームに関するいくつかの問題提起的な新聞記事や論文を著している¹⁵。

2. 「ポスト・ベトナム・シンドローム」の概念化とその意味

2.1. ポスト・ベトナム・シンドローム宣言

1972年5月、ハイム・シェイタンによる署名入り記事「ポスト・ベトナム・シンドローム」が『ニューヨーク・タイムズ』に掲載された。これ以降急速にアメリカ社会に浸透していくこの言葉は、その一年前の1971年6月には、同紙上で、ラップ・グループの活動に協力していたと思われる他の精神科医による小さな投稿記事においてすでに言及されている¹⁶。このことから、「ポスト・ベトナム・シンドローム」という言葉が、ラップ・グループの活動の初期の段階からすでに概念化されていたことがうかがえる。筆者のヘンリー・ロゼットは、冒頭でその少し前に起きたジョンソン事件に言及した後、次のように記述する¹⁷。

「ポスト・ベトナム適応困難による抑うつ」と、軍の精神科医は、罪悪感、被害者意識、解離意識をもつ大勢のベテランに診断をくださった。脅かされ感によって暴力に駆りたてられる者もいれば、自損事故で死亡する者もいる。

「ポスト・ベトナム・シンドローム」という見出しがつけられているとはいえ、当時この用語はまだ明示的に用いられていたわけではない。とはいえ、1971年6月の時点ですでにベトナム・ベテランの犯罪が心的外傷と関連づけられ、犯罪行為を戦争後遺症の問題に帰する言説がすでにあらわれていたことが確認できる。ロゼットはさらにその具体的症候について次のように言及している。

どの戦争のベテランも殺人の罪悪感に苦しむ。仲間が死んでいるのに自分だけが生き残ったことの罪悪感に苦悩する。だが、国に帰ったベテランがあたたかく迎えられるれば、やむをえなかった殺人や虐殺行為も赦免されるものだ。しかし、ベテランが帰還する国の反応はアンビヴァレントだ。(傍点引用者)

ここでは、ベトナム・ベテランは、ベテラン一般へと普遍化されたうえで、罪の意識が「殺すこと」と「生き残ること」に起因するものであることが示唆されている。「殺すことに起因する罪の意識」という記述にあらわれる加害による罪悪感、後述するようにやがて症候の語り口からは消失していくが、この時点ではまだ残されている。

後半部分の記述の曖昧さに着目したい。「避けがたい殺人や残虐行為」という表現の中で「必然的な」という形容詞によってやむをえない殺人として言明され、「残虐行為」という戦争犯罪行為を示す語彙と結びつけられている。その後、ベトナム・ベテランの救済のために「ラップ・グループの活動を全国的に広めたい」という主張が続く。そのうえで、彼らの罪悪感、殺人を行ったことよりもむしろ、「仲間が死んでいるのに自分だけが生き残った」ことに起因するものとして説明される。罪悪感に苦しむベトナム・ベテランを救済しようとするとき、戦争犯罪行為を免罪化するレトリックが忍び込んでくることを、このテキストは露呈しているといえよう。

この記事の一年後、ハイム・シェイタンによる署名入りの投稿記事が反響を引き起こす。記事はベトナム・ベテランの事例を紹介する次のような書き出しで始まる¹⁸。

スティーヴは身を固くして恐る恐るあたりを見まわした。「だれもかれもみんな同じに見える。どうやって敵と味方を区別すればいい?」。そして彼は突然我に返る。
「みんな味方だった。ここはアメリカのタイムズ・スクエアじゃないか」。

ニューヨークの雑踏で突然戦場の記憶に呼び戻される元兵士の姿を通じて描かれているのは、今日では PTSD の典型的な症候として知られるフラッシュバックである。まず指摘しておきたいのは、ベトナム・ベテランのトラウマの問題を訴えようとする記事が、ゲリラ部隊と非戦闘員を区別できない戦場の記憶の想起から始められていることである。「敵と味方の区別がつかないこと」は、非戦闘員に対する攻撃や誤爆の弁明のロジックでもある。このことは、ベトナム・ベテランに長く向けられてきた非難が、「ミライ虐殺」に代表される民間人殺害であったことと無関係ではない。

次にシェイタンは、ラップ・グループの活動に言及し、そこで確認されたベトナム・ベテランの症候について記述している。

ベトナム・ベテランに共通するある傾向がラップ・グループの場でみいだされた。彼らはそれにぴったりの標準的な診断名をあてることができないため、私たちはそれを広くポスト・ベトナム・シンドロームと命名する。(傍点引用者)

ここには、ベトナム・ベテランの個別的で雑多な症候が、集団としてのベトナム・ベ

テランに固有の集団的な症候として統合され、「ポスト・ベトナム・シンドローム」という名称が与えられ、公に宣言された瞬間が刻印されている。注目すべきことは、当事者である「彼ら（ベトナム・ベテラン）」ではなく、精神科医である「私たち」が、「彼らの傾向」を分節化した命名の主体として明示的に記述されていることである。このことは、「ウィンター・ソルジャー調査会」の担い手である VVAW からラップ・グループが派生的に形成されたとはいえ、そこで形成された医学言説があくまで精神科医によって担われていたことをあらわしている。

記事の反響は大きく、掲載をきっかけとして「電話がひっきりなしに鳴り続け、ものごとが大きく動き」だす¹⁹。ラップ・グループの活動もまた拡大し、1972 年後半から 1973 年にかけて、VVAW の各支部それぞれに同様の活動が計画され、同じプログラムが大学や刑務所でも導入されるようになる。リフトンによれば、30 を超える新しい拠点がつくられ、活動の全国的な拡大が推し進められた²⁰。

このように、シェイタンによるこの宣言文はまさに行為遂行的効果をもたらした。ラップ・グループの活動が伝えられ、ポスト・ベトナム・シンドロームの名称が広く知られるようになり、そのことを通じて個人的問題に対する固有の名称と解釈の枠組みが与えられたのである。換言すれば、ポスト・ベトナム・シンドロームは解釈的枠組みとして機能することによって、ベトナム・ベテランの集団的な症候がますます顕在化していったものと思われる²¹。

2.2. ポスト・ベトナム・シンドロームの症候

それでは、ポスト・ベトナム・シンドロームと名指された症候とは、どのようなものであったのだろうか。シェイタンは、同記事においてベトナム・ベテランの症候に共通する症例を説明している。そこで揚げられているのは、(1) 罪悪感、(2) スケープゴートにされたという感覚、(3) 怒り、(4) 戦闘の影響による残虐化、(5) 自己疎外、(6) 愛情生活の困難である。この枠組みは、DSM の改訂版準備のために設置された検討委員会に提出された論集に収められた論文においてもほぼそのまま継承されており、PTSD の診断名と診断基準の確立に影響を与えた²²。診断名としての PTSD の確立に関わるこの最も古いテキストのひとつを検討することによって、ポスト・ベトナム・シンドロームがどのような医療言説によって定義づけられたかを明らかにしたい。

シェイタンがまず筆頭に掲げるのは、「罪悪感」である。この罪悪感は、前述したロ

ゼットによる投稿記事と同様に、「殺人を犯すこと」と「自分だけが生き残ること」の間に曖昧に宙吊りにされている。

(1) もっとも頻繁に語られることは、殺され、傷つけられた、敵味方双方の人びとにたいする罪悪感であり、まだ戦場にいる仲間の運命のことが頭から離れないことである。「どうすれば俺たちはこの罪悪感を消せるのか、どうすれば罪をあがなえるのか」と、ベテランは繰り返す。そして彼らは自ら答えるのだ。「他の人びとが死んだのに自分だけが無傷で生き残ったからには、その借りを返さなければならない」と。そのために彼らは自滅的な暴力によって自分を責め、側にいる人を挑発して怒らせる。かなりの高い確率で起きている自動車の自損事故もそのためである。

シェイタンが記述する罪悪感の根拠は曖昧であるだけでなく、ここで加害行為に起因する罪悪感としての意味が脱落していることを強調しておかなければならない。「殺され、傷つけられた、敵味方双方の人びとにたいする罪悪感」という記述においては、敵と味方の境界が捨象されているだけでなく、加害行為についての罪悪感は後退している。続けて、「無傷で生き残った」ことが彼らの罪悪感の源泉であり、この罪悪感が自傷行為を引き起こしているかのように記述される。加害行為に対する罪悪感が、「他の人びとが死んだのに自分だけが生き残った」ことに起因する罪悪感へといつのまにか横滑りしている。シェイタンの曖昧な記述において、加害意識としての罪悪感は被害意識としての罪悪感に転換している。

次にシェイタンが強調するのは、「スケープゴートにされたという意識」である。シェイタンはこれを次のように説明する。

(2) もうひとつは、自分たちはスケープゴートにされたという共通してみられる不満である。多くのベテランたちは、はじめは復員軍人病院での不十分な治療や雀の涙ほどの軍人恩給によって被害者意識を感じる。しかしまもなく、彼らの不平は社会全体へと差し向けられる。自分たちは騙されたうえに、利用され、裏切られたと感じるのだ。上官たちが裁判を受けることもなく、戦場での虐殺行為の罪を免れているのを見るや、最高指揮官の汚さを激しく罵る。

自分たちは犠牲者であるという感覚は、復員軍人病院での不適切な治療や軍人恩給の少なさに対する反応として描かれ、さらには、上官たちが戦争犯罪の罪に問われないということに対する反応であることが示唆される。このことの背景には、「ミライ虐殺」の軍事裁判において関係当事者の多くが罪を免れつつあったという背景がある。作戦の命令を直接下したメディナ大尉は無罪となり、唯一有罪判決が下されたのは直接隊の指揮をとったカーリー中尉のみであった。1969年のスクープ時には世界中に衝撃を与えた事件であったにもかかわらず、その後の軍事裁判の過程でアメリカ国内において浮かびあがってきたのは、関係当事者が責任を免れていることの問題性よりもむしろ、上官が免罪化されるなかでカーリー中尉がスケープゴートにされているのではないかという意識からもたらされた同情であったという²³。

次にあげられるのは、「怒り」の感情についてである。

(3) 三番目に共通する特徴として、怒りの感情が、騙され、利用されと気づいた後にやってくる。さらには、対ゲリラ訓練が対象にたいする無差別的な暴力の衝動を解き放つ。帰還後も、対立的な人びとの反応に直面すると、そのような暴力の衝動を抑えることがきわめて困難な状況に陥る。(傍点引用者)

彼らの「怒り」は、「騙され、利用された」ことに対する反応として記述される。明示されていないが、この怒りが軍隊や政府に対するものとして示唆されていることは明らかであろう。その後、ベテランの暴力的な衝動は軍事訓練の結果であると説明される。「対象に対する無差別的な暴力の衝動」が訓練の結果であることを議論の余地のない所与の前提とすることによって、行為の責任をその行為者から免責する。

四番目として、「戦闘の残虐性」があげられる。

(4) 戦闘の残虐性。「ベトナム戦争機械に呑み込まれてしまったら、あとは冷たく吐き出されるだけ。君は引き金を引く指でしかないのさ」。基本の軍事訓練とは、海軍の仲間内では「いじめ」といわれているように、侮辱と虐待を通じて服従させることである。無力な兵士の怒りのほけ口として許されているのはひとつしかない。それは非人間化された「敵」のイメージである。恐怖が偏在するゲリラ戦

下では、このような非人間化は明確な境界線をもたない。その結果、憎悪は東洋人全般に向けられ、最終的には、民間人全般に向けられる。兵士たちが自分たちを消耗品に過ぎないものと感じればその傾向はいつそう強まる。多くのベテランは、退役するまでその正当性を疑うことはない。(傍点引用者)

シェイタンは戦争の非道さを強く糾弾するが、その舌鋒が向けられるのは、あくまでシステムとしての「戦争機械」である。その追及は、兵士を擁護するロジックへと転換する。システムのなかで兵士は非人間化され、その結果、そのはけ口をさらに非人間化された敵に向けるしかない。ここでもまた、戦争犯罪行為はやむを得ないこととして記述される。非人間化された敵のイメージが東洋人全般から民間人全般へと拡大されるという事実確認的な記述からは、それが重大な犯罪的行為であったことさえ捨象されている。ここでもまた、民間人への攻撃という言辞によって暗示される戦争犯罪行為は、戦争という制度・システムがもたらした必然的結果として記述され、そこにはそのような行為に関与したベトナム・ベテランの責任を問う視座はない。

シェイタンのテキストは、ベトナム・ベテランを犠牲者として同定する。この試みの過程を締めくくるのは、ベトナム・ベテランが直面する社会生活上の困難への言及である。

(5) 自己の感情と他者からの疎外感。(戦場で)人間としての反応を機械的に麻痺させてきた彼らは、他人との共感をもつことがきわめて困難なことに気づく。

(6) もっとも痛ましいことは、他人を愛し、愛されるうることを信じられないことである。あるベテランは「ベトナムでは他人を信じることほど高くつくものはなかった。人としてふるまおうとすれば必ずひどい目にあう」と語る。別のベテランもまた、「人を憎むことを学んだが、それと同じくらいに愛することを学びたい。深く憎んでしまったから。だけど愛とはほんとうに重い言葉だ」

ベトナム・ベテランは人間的な感情を麻痺させ、通常の世界生活を継続できない状態に陥っている。そのような状態を症候の特徴として掲げることにより、ベトナム・ベテランは「戦争機械の犠牲者」であり、彼らは人としての自然な感情さえ奪われてしまったのだと、テキストは主張する。その語り口には、ベトナム・ベテランとの共感

的な感情が漲っている。ベトナム・ベテラン自身の言葉が引用として折り込まれ、その共感的関係はさらに強められる。

このように、ポスト・ベトナム・シンドロームの症候に関する記述は、ベトナム・ベテランを犠牲者として位置づけ、彼らへの共感的な関係を構築している。しかし、ここで強調すべきことは、ラップ・グループの母体である VVAW がその反戦活動を通じて浮かびあがらせてきたのは、むしろ加害者としての記憶であったことである。1970年の反戦デモ「オペレーション RAW」では、「ゲリラ・シアター」というパフォーマンスによって虐殺の場を再演してみせ、また、1971年の「ウィンター・ソルジャー調査会」では、戦争犯罪をテーマとするシンポジウムを開催し、ベテランによる加害者としての集団的な証言のパフォーマンスを展開した。つまり、VVAW が焦点をあててきたのは自身の加害の記憶だったのである。しかしながら、シェイタンの記述は、このような加害の意識が後退し、被害の意識へと転換していったことを示唆している。この転換はどのようにして起こったのだろうか。

2.3. 生存者罪悪感とベトナム・ベテランの犠牲者化

ベトナム・ベテランを犠牲者化する精神科医の言説は、ラップ・グループの創設者であるロバート・リフトンにも遡ることができる。加害の記憶とも深く関わる「罪悪感」についてリフトンがどのように記述しているかを確認しよう。1969年12月、リフトンは、『USニュース&ワールド・レポート』のミライ虐殺の特集記事のインタビューに応じている。同年9月のスクープ記事が衝撃をもたらしてまだまもない時期、リフトンがこの出来事をどのようにとらえていたかを垣間見ることができる²⁴。

まず、リフトンはミライ事件の背景として三つの要因を挙げる。ひとつは、戦争という非常事態における軍隊それ自体の本質的な傾向である。もうひとつは、人種的要因として、外国における非白人との戦闘であったこと。三番目の要因として挙げられるのが、ベトナムの特殊な状況である。このことについて、次のように説明される。

私たちはわが国の男たちを戦闘地域に送りだしてきたが、そこでは誰が敵であるかはっきりしない。このことはよく言われることではあるが、ミライの出来事においては重要だ。兵士にとっては味方と敵の区別がつかない。兵士は敵軍と直接戦うことができないため、村を焼き払い、「動くものは何でも」撃てと命じられる。

このことは、敵と自される人びとが、民間人とのきわめて親密なかかわりあいのもとでゲリラ戦をおこなっているという状況に起因する。兵士にとっては、どのベトナム人が一般の農民か、あるいは、翌日には兵士を撃つかもしれないベトナム人かということを知ることが困難である²⁵。(傍点引用者)

「敵と味方の区別がつかない」ことは、先述したように、民間人殺害を不可避であるとして免責する語り口でもあるが、テキスト上では、このことが虐殺の原因、動機として位置づけられる。敵と味方の区別が困難であるゲリラ戦という特殊な状況下ゆえに、むしろその結果として虐殺が起こったことになる。

さらにリフトンは、ゲリラ戦という特殊な状況がもたらす特殊な心理状態について次のように述べている。

このような状況はやがて、ミライで起こったことの直接の原因となるような心の状態をもたらす。そこでは、戦場での極度の危険に加えて、兵士は激しいフラストレーションにさらされる。兵士は死を恐れ、だれに報復し、どのようにやりかえすかと、極度のフラストレーションに苦しめられる。明らかな標的はない。

リフトンが強調するのは、異常なまでのフラストレーションにさらされた兵士の戦場経験である。戦争犯罪の要因としてベトナム戦争の特殊性を強調するリフトンの記述からは、自身が「人生を変えた」とまで語った「ミライ虐殺」それ自体の特殊性を追究しようとする姿勢はうかがえない²⁶。ミライ村での虐殺の問題は、必ずしも「敵と味方の区別がつかない」ゲリラ戦特有の状況下においてではなく、戦闘員でないことが明らかであった集団に対してなされた無差別的虐殺であったはずである。リフトン自身、このことを承知していることは、次のような言明に明らかである。

しかし、この出来事には、ベトナムで起こっている他の出来事においてもまた、アメリカ人兵士が、直接に、非戦闘員であることが明らかな乳児や女性や老人を殺しているということが明らかであると思われるような状況がある²⁷。

リフトンは、この事態を「甚大な人格的な抑制の崩壊」として、「倫理的抑制の崩壊が

決定的となるような、相当な極限状態」を反映する出来事であると続ける。このような認識においては出来事の重大性を矮小化しようとする意図はみえない。

しかしながらリフトンは、そこで「ミライ」の出来事を兵士のフラストレーションの問題に還元する。「(虐殺行為の際) 兵士たちが幸福感を感じた」と報じられている点について見解を求められ、リフトンは、極限状況における極度のフラストレーションが関係していると述べ、次のように言及している。

ミライに関してじゅうぶんに理解しておかなければならないことは、彼らの多くが仲間の死を目撃しているということである。それは、兵士たちにとってはきわめて重い経験であって、何ごとかを彼らは直接に感じるのである。その結果、彼らはある種の生存者になる。生存者はきわめて特別な心理の状態に置かれ、ここでは、自分自身が自撃した死、とりわけ仲間の死に意味を見いだそうとする。彼は、仲間が死んでしまったのに、自分が生き残ったことにたいして、罪悪感をおぼえる。このことが、報復という手段を通じて意味を見出そうとする誤った方向へと導いてしまったのかも知れない²⁸。(傍点引用者)

リフトンの叙述を敷衍すれば、ミライの虐殺は兵士がさらされた極度のフラストレーションの結果であり、「仲間の死を目撃する」という経験によって引き起こされたことになる。「ミライ虐殺」の理解不可能性と出来事の重大性について言及しながら、加害者の心理を説明しようとする語り口において、リフトンは兵士たちを「ある種の生存者」として位置づけ、加害の当事者性を覆い隠す。

リフトンにとって、トラウマ的な出来事の「生存者」とは、死の脅威にさらされながら生き残ったものである。ヒロシマ原爆の生存者心理に関するリフトンの著述によれば、「生存者」とは、「身体的あるいは精神的な意味で死に直面することになり、自分だけが生き残ってしまった者」である²⁹。この「生存者」定義は、ヒロシマとホロコーストの生存者との接触と観察を通じて導かれたものであった。リフトンの精神科医としての原点は、想像を絶する出来事において死にさらされ、それを生き延びた人びとの心理の探求にあった。しかし、上述したリフトンの「生存者」定義に従えば、戦場を生き延びたものは誰もがひとしく「生存者」となる。

実際、リフトンは後に「ミライ虐殺」の場に居合わせた兵士を「ミライ生存者」と

呼び、その範囲をベトナム・ベテラン全体へと拡大する。「ミライ生存者」についての記述を確認してみよう。リフトンは、戦争体験が人間心理に及ぼす影響について言及し、ベトナム戦争においては、「戦争の正当性への疑い」がその影響をさらに特異なものとしていると述べ、次のように続ける。

ベトナム戦争体験の特徴は、ある兵士によってなされた以下のミライの記憶にはっきりとあらわれている。私は、これから、彼を「ミライ生存者」と呼ぼう³⁰。

「ある兵士」が、事件の加害当事者であったか、あるいは「目撃者」であったかについて、リフトンのテキストは判然としない。そもそもリフトンは、戦争犯罪に加担していたどうかを問題にしていない。この曖昧さにおいて、「ミライ生存者」は「ミライ虐殺」の加害者性を覆い隠す。このことは、「ミライ生存者」の受動性を強調するレトリックにおいても確認できる。

つねに、軍人相手だけを殺せよというフォーマルな命令（しかもそれはせいぜい機械的に与えられるに過ぎない）と、ただ皆殺しにせよというインフォーマルなメッセージ（はっきりとした）の間には、明白な違いがある。そのメッセージこそ、ミライ生存者が言ったように、「彼らを殺してもよい」、実際には、「それこそ君がすべきことだ」というメッセージであり、また、ある海兵隊が受け取ったような、「ベトナムに来たからには、グークたちを殺さなければならない」というメッセージなのだ³¹。

戦争犯罪への加担を不問にすることにより、「ミライ生存者」はすべてのベトナム・ベテランへと適用され、その絶対的な犠牲者としての定義において、彼らを被害者へと転換した。換言すれば、「ミライ生存者」の定義がベトナム・ベテランに適用されると同時に、リフトンが「生存者」心理として定義づけた絶対的な犠牲者としての定義がそこに横滑りしている。ベトナム・ベテランが「生存者」として定義づけられたそのとき、彼らは「犠牲者」となったのである。

そこには「ミライ虐殺」の直接の犠牲者とそれを生き延びたベトナム人への視点はない。ベトナム・ベテランが「ミライ生存者」となったそのとき、「ミライ虐殺」の犠

性者である彼らが、「犠牲者」の枠組みから抜け落ちていったかのようなのである。ホロコーストとヒロシマの生存者心理研究から導かれた「生存者」概念は、ベトナム・ベテランを犠牲者として位置づける言説的な可能性を切り開いたのではないだろうか。

『US ニュース&ワールド・レポート』の特集記事に戻れば、リフトンがそのインタビューに応じた時期は、アラン・クランストンによる復員軍人局の治療プログラム評価の公聴会の席で、リフトンがはじめて証言をおこなった時期に重なる³²。この時期はまだ VVAW のメンバーとは接触していないが、基本的にリフトンは、ベトナム・ベテランを擁護する立場から発言をおこなっていた。その後リフトンは、ラップ・グループの活動を通してベトナム・ベテランとの関係を一層深め、「治療者」と「被治療者」を越えた関係を構築していく³³。この治療関係の過程で、ベトナム戦争の記憶を外傷性記憶としてとらえる医療的言説が構築されていったのである。

おわりに

精神科医たちはベトナム・ベテランの症候に名称と枠組みを与え、その過程でベトナム・ベテランは戦争の犠牲者として定位された。このことは、戦争の加害者とみなされてきたベトナム・ベテランのイメージを大きく転換させるものであった。加害者から犠牲者への言説的転換は、罪悪感のとらえかたにおいてなされた。それは、加害の記憶に起因する罪悪感から「生存者罪悪感」への転換であり、この言説的転換においてこそ、ベトナム・ベテランを犠牲者として位置づける語りの可能性が開かれたといえよう。このことに精神科医たちがどれほど自覚的であったかを示す証拠は現時点で見いだせない。しかし、その後 DSM への診断名の導入を求める運動においてベトナム・ベテランの政治に積極的に介入していく彼らにその政治性は胚胎していたと言っておくことはあながち性急ではあるまい。

強調しておかなければならないことは、この政治的過程においてこそ、ベトナム・ベテランのトラウマ（心的外傷）とその原因としての外傷性記憶とのあいだに因果的關係が見いだされたということである。そもそもフロイトの精神分析では、心的外傷とは、その当事者が原因としての外傷的出来事を想起できない状態における心的あるいは身体的な反応として把握されていた。外傷的出来事への固着は、出来事の想起の回避の結果としてもたらされる行動化としてあらわれ、出来事は分析治療の過程において行為を通じてたちあらわれる³⁴。しかし、確立された PTSD という診断名において

は、ベトナム戦争の記憶が外傷的出来事として予め位置づけられ、トラウマの原因として名指され、公認された症候の条件とされている。つまり、ベトナム戦争の経験がトラウマの原因としての外傷的記憶として最初から捕捉されているのである。換言すれば、事後の症候から遡及的に過去の出来事が外傷的な経験として因果的に関係づけられているのである。このことは、ベトナム戦争についての集合的な記憶のありようを考察するうえできわめて重要な問題を提起しているといえよう。

「注」

¹ 南ベトナム中南部沿海地方クエンガイ省ソンミ村ミライ地区で起こったこの出来事は本来「ソンミ虐殺」と記述されるべきであるが、アメリカにおいては「ミライ虐殺(the My Lai Massacre)」と言及されてきた。アメリカ側の記憶を対象化するという観点から敢えて「ミライ虐殺」という問題含みの名称を用いる。

² Paul Kattenburg, *The Vietnam Trauma in American Foreign Policy, 1945-75* (New York: Transaction Books, 1980), ix-x; George C. Herring, *America's Longest War: The United States and Vietnam, 1950-1975*, Second Edition (New York: McGraw Hill, Inc., 1986), 275-281.

³ 藤本博「ベトナム戦争後のアメリカ外交と『ベトナムの記憶』」『世紀転換期の国際政治史』福田茂夫, 佐藤信一, 堀一郎編(ミネルヴァ書房, 2003).

⁴ Jeffrey Record, *The Wrong War: Why We Lost in Vietnam* (Annapolis, Md.: Naval Institute Press, 1998), vii; Rick Berg and John Carlos Rowe, "The Vietnam War and American Memory," in Rowe and Berg, eds. *The Vietnam War and American Culture* (New York: Columbia University Press, 1991), 4-5.

⁵ Arnold R. Isaacs, *Vietnam Shadows: The War, Its Ghosts, and Its Legacy* (Baltimore: Johns Hopkins Univ. Press, 1997), 4; Geoff Simons, *Vietnam Syndrome: Impact on U.S. Policy* (London: McMillan Press, 1998), 3-30; 平田雅己『『ベトナム症候群』とアメリカ外交』草間秀三郎, 藤本博編『21世紀国際関係論』(南窓社, 2000年), 114.

⁶ ギリシャ語で「外傷」を意味する"traumatikos"に起源をもつこの言葉には身体的な傷の意味が刻印されている。なお、ベトナム戦争がアメリカの「傷」として表象されてきたことについては、以下を参照。Geoff Simons, *op. cit.*, 10-12; David W. Levy, *The Debate Over Vietnam* (London: Johns Hopkins University Press, 1991), xiii.

⁷ 本論文では、「ある共同体に既に存在する社会的枠組みによって構築される」というアルヴァクスの「集合的記憶」の概念を継承し、「記憶」を「ある共同体で共有される歴史的な出来事についての語られ方の総体」として定義づけたい。モーリス・アルヴァクス『集合的記憶』小関藤一郎訳(行路社, 1989).

⁸ ジュディス・ハーマンが指摘するように、心的外傷という概念をめぐっては強い関心が寄せられる時代と、医学的概念としてはほとんど忘却される時代とを交互に繰り返してきたという経緯がある。Judith L. Herman, *Trauma and Recovery* (New York: Basic Books, 1992). また、トラウマ概念の系譜については以下を参照。Ruth Leys, *Trauma: A Genealogy* (Chicago: University of Chicago Press, 2000).

⁹ 精神疾患に関する診断分類名と診断の基準を示した公式の診断マニュアルとして「アメリカ精神医学会(American Psychiatric Association: APA)」によって刊行されている。American Psychiatric Association (APA), *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders*. 3^d ed. (Washington, D.C.: APA, 1980).

¹⁰ リフトンは、朝鮮戦争時代空軍付き精神科医として勤務後、1962年にヒロシマの原爆生存者の心理調査に関わり破局的な状況の人間心理への影響を研究、ヒロシマ、ホロコーストの生存者心理に関する著述を多数著す。また、ニューヨークで精神科クリニックを開業していたシェイタンは、PTSDのDSMへの導入を進める運動で中心的役割を担う。ラップ・グループ成立の経緯に関しては、リフトンによる詳細な報告がある。Robert J. Lifton, *Home From the War: Vietnam Veterans: Neither Victims nor Executioners* (New York: Basic Books, 1973). また、反戦ベトナム・ベテランの活動に関しては以下を参照。Andrew E. Hunt, *The Turning: A History of Vietnam Veterans Against the War* (New York: New

York University Press, 1999); Gerald Nicosia, *Home to War: A History of the Vietnam Veterans' Movement* (New York: Carroll & Graf Publishers, 2004).

¹¹ Wilbur J. Scott, *The Politics of Readjustment: Vietnam Veterans Since the War* (New York: Walter de Gruyter, 1993).

¹² その後トラウマ概念は、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、事故や災害などに起因する症状へ適用されていくなか、一方では、症候としての実体さえ疑うような激しい批判が差し向けられ、そこには病としての PTSD の実体に異議を唱える批判も存在する。彼らの批判は被治療者の外傷性記憶が多くの場合事実ではないという点に向けられ、症候の原因としての外傷性記憶が真偽が問われ、結果として症候それ自体の存在が否定されている。Herb Kutchins and Stuart A. Kirk, *Making Us Crazy: DSM – The Psychiatric Bible and the Creation of Making Mental Disorders* (New York: The Free Press, 1997); Ursula Nuber, *Der Mythos vom frühen Trauma. Über Macht und Einfluß der Kindheit* (Frankfurt: Fischer, 1995).

¹³ Allan Young, *The Harmony of Illusions: Inventing Post-Traumatic Stress Disorder* (Princeton: Princeton University Press, 1995).

¹⁴ 中井久夫『徴候・記憶・外傷』(みすず書房,2004),90-91.

¹⁵ Robert J. Lifton, *op. cit.*, 1973; Chaim F. Shatan, “The Grief of Soudiers: Vietnam Combat Veterans’ Self-Help Movement,” *American Journal of Orthopsychiatry*, 43(4) (July 1973). また、DSM への記述を推し進めるために編まれた以下の論集には、リフトンやシェイタンを含む関係当事者の論文が収められている。Charles R. Figley, Ph. D. ed., *Stress Disorders Among Vietnam Veterans: Theory, Research and Treatment* (New York: Brunner/Mazel, Inc., 1978).

¹⁶ Henry L. Rosett, “The Post-Vietnam Syndrome,” *New York Times*, June 12, 1971.

¹⁷ ベトナム戦争で負った負傷により帰還後名誉負傷章を授与されたドワイト・ジョンソン(Dwight Johnson)が、スーパー・マーケットで強盗をはかり店主に射殺された事件。帰還後重い鬱症状に苦しんでいたジョンソンは、復員軍人病院を転々とした末、入院先から抜け出して事件を起こした。この出来事は、ラップ・グループの精神科医たちにとって、ポスト・ベトナム・シンドロームを象徴する事件として重要な意味をもった。Robert J. Lifton, *op. cit.*, 1973, 39.

¹⁸ Chaim F. Shatan, “Post-Vietnam Syndrome,” *New York Times*, May 6, 1972.

¹⁹ スコットによるインタビューによるシェイタンの発言。Wilbur J. Scott, *op. cit.*, 43-44.

²⁰ Robert J. Lifton, *op. cit.*, 1973, 94.

²¹ この概念についてリフトンが一方で警告を発していたことを付言しておく。リフトンは、ポスト・ベトナム・シンドローム概念の発案者は自分であるとしたうえで、概念の曖昧さと誤用されやすさから、自らは使用を差し控えてきたことを告白している。そのような懸念を抱きながらも、結果的にリフトンは、その影響力や世論喚起的な効果を否定できなかったという。このようなリフトンの懸念は、この概念がやがて軍事力の増強やその行使を躊躇するような風潮を意味する言葉として拡張的に用いられるようになっていくその後を想起させる。レーガン政権下、ネオコンの政策立案者らを中心として、軍事力の増強を推し進めるためのレトリックとして「ベトナム・シンドローム」が流用され、政治言説を通じて流通されていったことは周知の通りである。Robert J. Lifton, *op. cit.*, 1973, 420.

²² Charles R. Figley, Ph. D. ed., *op. cit.*

²³ 軍事裁判所ではカーリー中尉のみに終身刑の有罪判決が下されたが、やがて減刑措置により刑期は短縮され、3年半で出所している。カーリー中尉に対する同情的世論については以下を参照。

“Calley Takes the Stand,” *Life*, March 5, 1971.

²⁴ “Massacre Trial: A Shift in the War,” *U.S. News & World Report*, Dec.15, 1969.

²⁵ *Ibid.*, 25-26.

²⁶ Robert J. Lifton, *op. cit.*, 1973, 16.

²⁷ “Massacre Trial: A Shift in the War,” *op. cit.*, 25-26.

²⁸ *Ibid.*, 25-26.

²⁹ Robert J. Lifton, *Death in Life: Survivors of Hiroshima* (New York: Random House, 1967), 478.

³⁰ Robert J. Lifton, *op. cit.*, 1973, 36.

³¹ *Ibid.*, 42-43.

³² *Ibid.*, 17.

³³ リフトンは治療関係の変化と被治療者の人格的変容について詳述している。*Ibid.*, 76-88.

³⁴ フロイト「快感原則の彼岸」『フロイト著作集6』井村恒郎,小此木啓吾,他訳(人文書院,1970),155.